

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第7号

平成22年9月

北見市租税教育推進懇話会

社会科学習資料 平成22年版を発行！

「くらしを支える税」北海道版

【小学生用】札幌国税局 発行

【推 薦】北海道教育委員会

北海道版「わたしたちの生活と税」

【中学生用】北海道租税教育

推進協議会 発行

【推 薦】北海道教育委員会

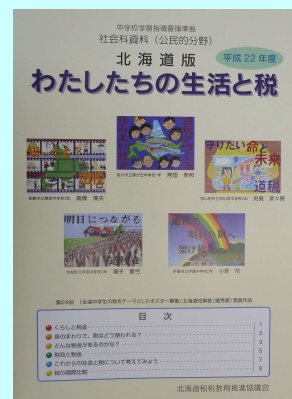
北海道中学校長会

北海道社会科教育連盟

北海道社会科教育研究会



小学生用資料



中学生用資料

是非、社会科の授業に
ご活用ください！

社会科学習資料に関する
アンケートにご協力ください！

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会

又は北見税務署税務広報広聴官

栗田 浩

北見市青葉町3番1号

Tel 0157-23-9160【直通】

「小学生の税の書道」作品募集！

「小・中学生の税の標語」作品募集！

北見市租税教育推進懇話会では、小学生を対象とした「税の書道」及び小中学生を対象とした「税の標語」を募集しています。

優秀作品には、平成22年11月11日～17日の「税を考える週間」期間中に表彰式を実施し、賞状及び副賞を贈呈します。奮ってご応募ください。

- ☆課題 1・2年生 「ぜい」
3・4年生 「ぜい」「ぜいきん」「税」
「税金」
5・6年生 「納税」「申告納税」「福祉と税」
「税と生活」「暮らしと税」

☆規格等 半紙規格（縦35cm×横25cm）

- ☆テーマ 「税」をテーマとして表現した作品であれば何でもOKです。

- ☆応募上の注意 標語作品応募票を使用してください。

☆提出先 所属の小中学校を通じて、北見市 総務部 市民税課内 **北見市租税教育推進懇話会事務局**に提出してください。

募集締切りは、**9月30日（木）**です！

※詳しくは、作品募集要項をご覧になるか**北見市租税教育推進懇話会事務局**（Tel 25 - 1114）にお問い合わせください。

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳(歴史編) ～奈良時代：土地制度の重大転換「墾田永年私財法」～【国税庁メールマガジンより】

「班田収授の法」により、6歳以上になると一定の「口分田」が与えられるはずでしたが、口分田の不足により実際には規定の広さに満たなかったり、6歳を過ぎても与えられないことが多かったようです。

口分田不足を重く受け止めた国は、耕作地を拡大するため「**百万町歩の開墾計画(722年)**」を実施し、良田を拓こうとしました。

さらに、開墾を奨励するため、開墾した土地の私有を一定期間に限り認められた「**三世一身法(723年)**」が出されましたが、期限が近づくと耕作意欲が減退し、再び荒廃するという問題が出てきました。

そこで、未開地や荒廃地を開墾して得た墾田の永久私有を認めるという「**墾田永年私財法(743年)**」がだされました。

かつてこの法は、墾田の私有を許し、律令的な田制が崩壊していく画期と考えられていましたが、近年では、この法には、位階等によって墾田地の面積に制限があること、開墾の許可権が国司にあり、許可を得て開墾することが定められていることなどから、かつての律令的な田制が崩壊する画期という評価よりも、「**律令的な田制を整備し、国家の田地把握を深化させた法令**」という評価になっているそうです。

この法により、開墾がさかんになり、後には墾田面積の制限がなくなったこともあり、開墾がますます進展することとなったそうですが、貴族や寺社、地方の豪族たちが大規模な墾田の開発を行って土地の私有化を進め、荘園を発生させる結果になりました。

「百万町歩の開墾計画(722年)」

農民に食料や道具を支給して10日間徴発し、開墾にあたらせるといもので、違反者は厳しく処罰されました。

「三世一身法(723年)」

灌漑施設を新設するか否かによって、私有できる期限が異なっていたそうです。①新しく灌漑施設を設けて開墾した場合は三世(本人・子・孫又は子・孫・曾孫)、②旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は一代。

奈良時代の「税」について

税を納めるために市場で買付け・・・？

奈良時代、地方から中央政府に納める税は「調」でした。

この「調」とは、品物で納める税で、地方の国ごとに品目が定められおり、主に特産品を納めるものだったそうです。

中央政府では、中央の官司や官人が必要とする物品の品目・品質・数量と、地方の国々の特産物や負担能力を勘案して、国ごとに納めるべき物品と量を割り当てていました。

中央政府から求められた物品は、公民たちに「調」として課せられましたが、要求どおりの物品を用意できないこともあり、その際には、地元の有力者である地方豪族に代わりの物品や労役を渡し、地方豪族が国司や郡司に実物を納める方法がとられたほか、各地の国府の近くや中央で開かれた市を利用して要求された物品をそろえるなどしました。

堅魚(かつお)を納税・・・？

奈良時代に、地方から当時の都である平城京に税として運ばれたものに堅魚(かつお)があります。また、当時の地方から税として運ばれたものの史料として「**木簡(もっかん)**」があります。木簡は荷札として使われていたもので、これまで発掘された木簡には生堅魚・堅魚・荒堅魚・煮堅魚・堅魚煎汁(せんじ)の表記があり、納めた国には、阿波や土佐などの近い国(地域)もありましたが、駿河や伊豆など都から離れた国もありました。堅魚の献納は煮ることを中心とした加工品が原則であったとみられており、生堅魚と記された木簡は、近い国から運ばれたとみられる1例しか発見されていないそうです。

平城京の庶民に調・庸の免除があったのはなぜ？

平城京には天皇をはじめ、貴族・役人・庶民など

約10万人の人が生活していたといわれていますが、そのうち貴族や役人は約7,000人であり、平城京に住む人のほとんどが庶民でした。彼らのうち、皇族や八位以上の役人は無税でしたが、庶民にも調や庸の免除があったようです。

これは京と畿内(大和・山背(山城)・河内・摂津・和泉)に住む人々には、他の地域とは異なり、完成していない都の工事や寺院の建設などの雇役(こえき:給与が支払われる労役)に使われることが多かったためと考えられています。

平城京に住む庶民も戸籍に登録され、口分田が支給され租の納入義務を負い、年間60日以下の労役である雑徭(ぞうよう)や1戸あたり1人が徴発される兵役などの労役はありましたが、本来、中央に納める調や庸には雇役を前提とした一定の免除があり、絹や糸などを納める調は通常の1/2をおさめればよく、調に付随して課された少量の調副物(ちょうのそわつもの)や庸は全て免除されていたようです。